

## 高松市議会託児サービス実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民に開かれた議会を実現するため、高松市議会の会議（以下「会議」という。）に関し、乳幼児を持ち、会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）に対して、会議の傍聴等を援助するための託児（以下「託児サービス」という。）を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(託児サービスの実施会議)

第2条 託児サービスを行う会議は、公開されている本会議とする。

(託児サービス対象者)

第3条 託児サービスの対象となる傍聴希望者は、生後6か月から小学校就学前までの乳幼児の保護者とする。

(託児サービスの申込み)

第4条 託児サービスを利用しようとする傍聴希望者は、託児サービス届出書（別記様式）に必要事項を記入し、原則として、傍聴しようとする会議が開かれる日（以下「傍聴予定日」という。）の1週間前に当たる日（その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日）までに議長に提出しなければならない。

(託児サービスの変更又は取消し)

第5条 前条に規定する届出をした傍聴希望者は、前条の届出書の内容を変更又は取り消しする場合は、託児サービス変更・取消届出書（別記様式）に必要事項を記入し、原則として、傍聴予定日の前々日（その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日）までに議長に提出し、又はその旨を申し出なければならない。

(託児サービス者の配置)

第6条 議長は、第4条の届出書を受理したときは、託児サービスに必要な人員を配置するものとする。ただし、やむを得ない理由により配置できないときは、速やかにその旨を傍聴希望者に通知しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関しては、高松市議会傍聴規則（平成15年議会規則第1号）及び高松市議会委員会傍聴取扱要領によるものとし、その他施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年2月15日から施行する。